

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

○アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を実現するための具体的方策

アドミッション・ポリシーに基づいた学生の受入れを推進するため、入学者選抜の実施方法を見直すとともに適切かつ広範な広報活動を実施し、入学者募集基準や教育内容の周知を図る。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

教養教育、専門基礎教育、専門教育を関連させ、一貫性のある教育課程の検討を継続する。

○教養教育の成果に関する具体的方策

教養教育の充実に努めるとともに、専門基礎教育、専門教育との接続を更に図る。

○専門教育の成果に関する具体的方策

- ・1年次からの専門教育の導入、学生の適性や目標に応じた学修プログラムに対応できる専攻・コース、履修モデル等について検討・修正を行う。
- ・OSCE (Objective Structured Clinical Examination: 客観的臨床能力試験) を実施した経験を踏まえ、能力向上の成果について検討し、より効果的な方法を構築する。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・成績評価において、より充実した基準の策定に努める。
- ・適切な質の評価と保証を図るため、成績評価グレードポイント(GPA)制の導入・実施を検討する。

○卒業後の進路等に関する具体的方策

- ・インターンシップなどを通して職業指導の充実に努めるとともに、産業界や医療界との連携に努める。
- ・国家試験の合格率を高い水準に維持する。
- ・大学院等の進学を奨励するため、説明会を実施する。

○教職課程、理療科教員養成課程の設置に関する具体的方策

- ・教職課程履修者への教育を継続するとともに、免許教科の充実に向けて必要な取組を行う。
- ・引き続き、理療科教員養成課程の設置に向けて必要な準備を行う。

○9月入学、編入学を実現するための具体的方策

- ・9月入学(秋季入学)等について、導入の可能性や問題点などの調査研究を行う。
- ・編入学(転入学を含む。)について、具体的な検討を行う。

(2) 大学院課程の教育内容及び成果等に関する目標を達成するための措置

○大学院課程を充実するための具体的方策

情報アクセシビリティ専攻(仮称)の設置に向けて必要な準備を行う。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ・障害に配慮したきめ細かい指導ができるように、少人数クラス、個別対応に必要な実施体制を更に

充実する。

- ・他大学との単位互換，留学の奨励，インターンシップ及び学外実習などの本学以外の教育資源を引き続き活用する。

#### ○専門教育の成果に関する具体的方策

研究科の教育理念と目標に基づき編成されたカリキュラムを確実に実施するとともに，カリキュラム内容を点検し，必要な改善を行う。

#### ○修了後の進路等に関する具体的方策

企業等との連携により，インターンシップなどの実践的な教育や企業内研修を引き続き実施する。

### (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

#### ○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・新カリキュラムと教職課程に対応した効果的な教員の配置，役割分担を進める。
- ・助教，TAなどの積極的活用により，少人数授業の中でよりきめ細かく個別対応を実施する。

#### ○教育に必要な設備，図書館，情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・聴覚・視覚の障害を補償する設備の充実を図る。
- ・情報保障に配慮した情報システムやインターネットを十分に活用できる学修環境を整備する。
- ・留学生，社会人入学者及び編入学者等に対して，必要な個別対応ができるような学修環境の整備を検討する。
- ・附属図書館の「マスタープラン」に基づき，聴覚・視覚障害学生のための学修支援を行うとともに，教育研究等の環境を整備する。

#### ○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・教員相互の授業参観や学生による授業評価等を実施するとともに，評価の内容を教員と学生にフィードバックし，授業の改善や就職・進路指導の改善に役立てる。
- ・教育の成果や効果を予算配分などに反映する。

#### ○教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・障害の特性に応じた教育方法の改善・開発を更に推進するとともに，新任教員に対して障害理解と障害者に対する指導法に関する研修を実施する。
- ・教員を対象とした教材作成や学習指導法等に関するFDを開催するとともに，教職員を対象とした手話，点字などの情報保障等のスキルに関する研修会を定期的実施する。

#### ○学部等の教育実施体制等に関する具体的方策

- ・教職課程履修者への教育を継続するとともに免許教科の充実に向けて必要な取組を行う。
- ・引き続き，理療科教員養成課程の設置に向けて必要な準備を行う。
- ・将来構想諮問委員会の意見等を踏まえ，入学定員等の見直しについて，平成24年度末までに学内での結論を得る。
- ・大学院においては，教員の研究指導力の向上や研究設備などの充実に加え，学生研究室の障害補償機器を充実する。
- ・教育関係共同利用拠点として，人的・物的資源の共同利用を推進するとともに，必要な取組を行う。

#### (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

##### ○学生相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- ・個々の学生の障害の状態や能力を的確に把握するとともに、オフィスアワーを活用し、より良い学修・生活支援を進める。
- ・チューター制やアドバイザー制により、学生一人ひとりをきめ細かく支援する。

##### ○就職支援等に関する具体的方策

- ・新たな就職先の開拓、進路・就職に関する講演会等の充実、学生のコミュニケーション特性に応じた面接指導を行う。
- ・障害に起因する社会生活上の困難や職場適応に関する相談対応等の就職後のフォローアップを推進する。
- ・職域開拓や職能開発に係る調査研究を障害者の就職支援を行う機関等と連携して進める体制を整備する。

##### ○経済的支援に関する具体的方策

- ・経済的困窮者や成績優秀者に対する入学科・授業料猶予、免除を実施するとともに、学生に対する相談支援体制を整備する。
- ・種々の奨学金等に関する情報収集を行い学生に提供するとともに、大学独自の経済的支援策を整備する。

##### ○社会人・留学生に対する具体的方策

社会人及び留学生のための修学支援体制を充実する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### ○目指すべき研究の方向性と重点的に取り組む領域

- ・学部や大学院等の教育の充実と高度化を図るため、産業技術及び保健科学に係る専門分野の研究を推進する。
- ・リハビリテーションを含む西洋医学と漢方、鍼灸を含む東洋医学を統合した国際的なレベルの研究を更に推進する。
- ・聴覚・視覚障害者に対する教育方法、教育機器、教材、障害補償システム、情報保障システム及び教育支援システムについて研究開発を推進するとともに、他大学との共同研究及び他大学に学ぶ聴覚・視覚障害学生に対する支援にも積極的に取り組む。
- ・日本語及びそれ以外の言語による手話・点字を含めた情報保障などの研究を行う。

#### ○成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・聴覚・視覚障害児・者のための教育及び支援に関する研究成果を各種媒体を通して、大学や特別支援学校等に公開・提供する。
- ・障害者や高齢者の生活支援、福祉に結びつく研究成果を企業等と連携して実用化を目指す。

#### ○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・教員の個人評価の結果をもとに、各教員の研究の水準・成果を検証する。
- ・研究チームの研究水準の目標設定を検討するため、他大学や海外の研究業績の調査結果に基づき必要な見直しを行う。

## (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

### ○適切な研究者等の配置並びに研究資金の配分、設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・大学としての重点研究プロジェクトを設定し、学部や学科等を超えた研究ユニットを編成して研究を推進するとともに、研究資金を重点的に配分する。
- ・研究スペースの配分の適正化を図り、新たな重点研究プロジェクトのための研究施設を確保する。
- ・教室の利用状況を調査し、効率化を図るため、利用率の低い教室の共用スペースへの転用を推進する。

### ○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

知的財産に関する啓発活動を行うとともに、教員の取得した特許、開発したシステム等については、産業界と協力して実用化を目指す。

### ○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

教員の個人評価結果をもとに、研究の内容・方針・体制の見直しを行うとともに、その評価結果を研究費配分、給与面に活用する範囲を広げるための調査、検討を継続する。

### ○研究実施体制等に関する具体的方策

手話・点字を含む情報保障学の研究を更に進め、得られた研究成果を広く国内外に還元するとともに、その効果を検証する。

## 3 その他の目標を達成するための措置

### (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

#### ○地域社会との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・学外の関係組織や団体と連携・協力して、聴覚・視覚障害者に係る教育機器、障害補償システム及び学習資料等の研究開発を進め、その成果を公開する。
- ・聴覚障害者、視覚障害者の情報アクセスを支援する人材（点訳者・音訳者及び要約筆記者等）の育成と技能の向上を図るため、研修会等を積極的に開催する。
- ・機関リポジトリの整備と研究成果の蓄積等により、地域住民、聴覚・視覚障害関係者に対する図書や障害関係資料の利用促進を図る。
- ・筑波研究学園都市の特性に応じたコンテンツの蓄積・公開事業に貢献するため、本学で蓄積された研究成果を「つくばサイエンスリポジトリ」に提供する。

#### ○産学官連携の推進に関する具体的方策

新技術の開発、特許取得、製品化及び障害者支援技術の普及を積極的に進めるため、関係機関と連携して産学交流会やシンポジウムを開催する。

#### ○教育機関等との連携・支援に関する具体的方策

- ・教材や教育支援システムの開発等を通して、聴覚・視覚障害者の教育方法の改善に資するとともに、ニーズに応じた情報提供、教育相談などを進める。
- ・開発した支援機器や学修資料を提供するなどの支援を行い、聴覚・視覚障害者の社会参加に貢献するとともに、両障害者支援に関する技術や情報を全国の大学、特別支援学校等の教育機関に広く提供し、支援の拡大・普及により連携を深める。

#### ○他大学等との連携・支援に関する具体的方策

聴覚・視覚障害学生支援にかかわる全国規模の大学間ネットワークを充実させ、他大学等で学ぶ聴

覚・視覚障害学生及び学会等に参加・発表する聴覚・視覚障害者への支援を行い、両障害者の社会進出に貢献する。

## (2) 国際化に関する目標を達成するための措置

### ○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

短期留学の受入れ及び派遣プログラムを充実するとともに、国際交流協定締結大学等との教育研究交流を推進する。

### ○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・聴覚・視覚障害者の高等教育に関する国際シンポジウムを開催する。
- ・アジア地域の障害者高等教育機関、関係団体との連携を強化し、マッサージによる職業自立を図るなどの国際貢献を推進する必要な支援活動を行う。

## (3) 保健科学部附属東西医学統合医療センターに関する目標を達成するための措置

### ○良質な医療人養成の具体的方策

東西医学統合医療機関として、理学療法に関する教育及び鍼灸師の卒後教育を推進するための環境を充実する。

### ○医療サービスの向上や質の高い医療の提供に関する具体的方策

- ・理学療法を加えた東西医学統合医療を有用かつ効率的な医療システムによって運用する。
- ・医師、鍼灸師、理学療法士などが連携した質の高い医療サービスを提供するため、必要な取組を行う。
- ・地域の健康向上・維持に寄与するための活動を推進する。

### ○東西医学を統合した研究と診療、施術に関する具体的方策

- ・理学療法を含めた西洋医学と漢方、鍼灸手技による東洋医学の診療システムを強化し、統合医療に関する臨床教育を推進する。
- ・国内でも希少な東西医学統合医療機関として地域に貢献する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

#### ○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

副学長の増員を図るなど学長補佐体制を強化し、法人運営の円滑化を図る。

#### ○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

教育研究に係る全学委員会の組織運営体制を充実させ、より効率的な運営を図る。

#### ○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

大学運営に教職員が一体となり参画する体制を維持する。

#### ○教育研究組織の見直しの具体的方策

- ・引き続き、理療科教員養成課程の設置に向けて必要な準備を行う。
- ・留学生支援室（仮称）に日本語及び手話・点字の教育機能を整備する。
- ・将来構想諮問委員会の意見等を踏まえ、入学定員等の見直しについて、平成24年度末までに学内での結論を得る。

#### ○法人運営の改善に関する具体的方策

- ・法人運営の改善のため、経営協議会における意見及びその対応状況を公表するとともに、監事監査等の結果を経営協議会等に報告し、業務運営に適切に反映させる。
- ・監査室機能の充実を図り、より効率的、効果的な内部監査を実施する。

#### ○人事評価システムの活用に関する具体的方策

- ・教員については、評価領域等の見直しを行い、評価基準に基づいた評価を実施する。
- ・事務系職員については、引き続き評価を実施し、評価結果を昇給等に反映するとともに、評価結果を職員にフィードバックする。

#### ○柔軟で多様な人事制度に関する具体的方策

(教員に関すること)

- ・教員配置計画に基づき教員を採用する。
- ・多様な人材を採用するため、教員公募を推進する。

(事務系職員に関すること)

- ・近隣大学と引き続き人事交流を行う。
- ・事務系人事計画に基づき、引き続き新任職員の採用を行うとともに、採用方法の複線化を目指す。

#### ○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

一定額を学長裁量経費及び基盤的設備費として確保するとともに、中期目標・中期計画の達成のために必要な経費及び教育研究活動の積極的な取組を推進するための経費を確保する。

### 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

#### ○事務処理の効率化・合理化に関する具体的方策

- ・情報化の推進、アウトソーシングの導入等により、事務処理の合理化・効率化を実現する。
- ・他大学等との共同研修を引き続き実施するとともに、共同事務処理等の連携を推進する。
- ・手話研修、点字研修、SD（スタッフ・ディベロップメント）研修等を継続的に実施する。

#### ○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

教育研究支援部門の業務等を見直し、一層の効率化・合理化を推進する。

### Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

##### ○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ・引き続き、科研費コーディネーター制度による必要な支援を行う。
- ・引き続き、外部資金公募情報を収集し、教職員に情報提供する。
- ・外部資金を獲得するため、必要な取組を行う。

##### ○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

公開講座の実施及び学内の施設・設備を積極的に地域住民等に開放し、自己収入の増加に努める。

#### 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

##### ○人件費の削減に関する具体的方策

国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を継続する。

#### ○管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ・セグメントごとの各コスト情報を会議等で定期的に報告し、コスト意識の改革を行う。
- ・他機関と連携した共同調達等の契約方法の見直しを行い、コスト削減を図る。
- ・コスト削減及び温室効果ガス排出抑制の観点から、施設環境防災委員会省エネルギー対策WGにおいて必要な取組を行う。

### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

#### ○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

今期間中に売却する職員宿舍の土地及び建物については、専門家等の助言を得て、売却方法等の検討を行うとともに、保有資産の効率的・効果的な運用に努める。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

#### ○自己点検・評価の改善に関する具体的方策

自己点検・評価等の評価結果に基づき、必要な改善を行う。

### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

#### ○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的な方策

メールマガジン及びホームページ等を通して、大学情報を広く発信する。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

#### ○施設等の整備に関する具体的方策

- ・施設環境防災委員会キャンパスマスタープラン作成WGにおいて、「キャンパスマスタープラン」の見直しのための検討を行う。
- ・施設環境防災委員会バリアフリー実施WGにおいて、聴覚及び視覚障害学生の特性に配慮した施設整備を検討し、計画的に行う。
- ・引き続き、学内情報ネットワークの充実を図る。

#### ○施設等の有効活用に関する具体的方策

- ・新たな共有スペースを確保するため、引き続き施設の利用状況を点検・評価し、スペースの再配分を実施する。
- ・スペースチャージ制の導入可能な施設を検討し、実施可能な施設より実施する。

### 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

#### ○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・外部安全衛生コンサルタントによる学内巡視を実施し、実施結果をフィードバックするとともに、必要に応じて改善する。
- ・情報システムへの不正アクセス等に対応するセキュリティ対策や個人情報の適切な管理を引き続き維持する。

#### ○学生等の安全確保等に関する具体的方策

引き続き、学生の健康管理及びキャンパス内における学生等の安全確保に関する必要な取組を行う。

### 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

#### ○法令遵守等に関する具体的方策

- ・引き続き、コンプライアンスや服務規律に関して、教職員の法令遵守の意識を高めるため、必要な取組を行う。
- ・会計経理を適正に執行する。

### VI 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

別紙参照

### VII 短期借入金の限度額

#### ○短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額  
8億円
- 2 想定される理由  
運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

### VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

#### ○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・該当なし

### IX 剰余金の使途

#### ○決算において剰余金が発生した場合は、

- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

### X その他

#### 1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
・小規模改修	総 額 17	国立大学財務・経営センター施設費交付金(17)

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成24年度以降は平成23年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

#### 2. 人事に関する計画

- ・教員については、公募制を一層積極的に活用するとともに、教員の流動性を高める。
- ・事務職員等については、近隣の大学との連携の下に人事交流を行うとともに、事務組織の活性化を推進するため、新任職員の採用を計画的に進める。

(参考1) 平成24年度の常勤職員数 185人

また、任期付職員の見込みを17人とする。

(参考2) 平成24年度人件費総額見込み 1,852百万円



別表（学部・学科、研究科の専攻等）

産業技術学部	産業情報学科 総合デザイン学科	140人 60人
保健科学部	保健学科 情報システム学科	120人 40人
技術科学研究科	産業技術学専攻 保健科学専攻	8人 6人

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 24 年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,638
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	17
自己収入	364
授業料及び入学料検定料収入	220
附属病院収入	88
財産処分収入	0
雑収入	56
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	223
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継余剰金	0
計	3,242
支出	
業務費	3,001
教育研究経費	2,856
診療経費	145
施設整備費	17
船舶建造費	0
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	223
貸付金	0
長期借入金償還金	1
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	3,242

[人件費の見積り]

期間中総額 1,852 百万円を支出する (退職手当は除く)。

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 1,414 百万円)

注)「運営費交付金」のうち、平成 24 年度当初予算額 2,459 百万円、前年度よりの繰越額からの使用見込額 179 百万円。

注)「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額 10 百万円。

## 2. 収支計画

## 平成 24 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,985
經常費用	2,985
業務費	2,617
教育研究経費	544
診療経費	63
受託研究費等	4
役員人件費	34
教員人件費	1,391
職員人件費	581
一般管理費	183
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	184
臨時損失	0
収益の部	2,986
經常収益	2,986
運営費交付金収益	2,457
授業料収益	169
入学金収益	25
検定料収益	3
附属病院収益	88
受託研究等収益	4
補助金等収益	0
寄附金収益	8
財務収益	1
雑益	55
資産見返運営費交付金等戻入	163
資産見返補助金等戻入	6
資産見返寄付金戻入	7
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	1
目的積立金取崩益	0
総利益	1

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成 24 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,353
業務活動による支出	2,763
投資活動による支出	233
財務活動による支出	39
翌年度への繰越金	318
資金収入	3,353
業務活動による収入	3,036
運営費交付金による収入	2,459
授業料及び入学料検定料による収入	220
附属病院収入	88
受託研究等収入	4
補助金等収入	0
寄附金収入	209
その他の収入	56
投資活動による収入	17
施設費による収入	17
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	300